90.01 ｛ 90.17		［略］			90.01 ｛ 90.17		［同左］		
90.18		医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）			90.18		医療用又は獣医用の機器（シンチグラフ装置その他の医療用電気機器及び視力検査機器を含む。）		
		［略］					［同左］		
9018.11 ｛ 9018.50		［略］			9018.11 ｛ 9018.50		［同左］		
9018.90	000	―その他の機器	NO	KG	9018.90		―その他の機器		
						010	――外科用のもの（電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）及び鉗子、ナイフ、はさみその他の手道具並びにこれらの部分品及び附属品を除く。）	NO	KG
							――その他のもの		
							―――医療用のもの		
							――――外科用のもの		
						021	―――――電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）並びにその部分品及び附属品	NO	KG
						022	―――――その他のもの	NO	KG
							――――その他のもの		
						023	―――――電気機器（単に電動機により作動するものを除く。）並びにその部分品及び附属品	NO	KG
						024	―――――その他のもの	NO	KG
						029	―――その他のもの	NO	KG
90.19 ｛ 90.33		［略］			90.19 ｛ 90.33		［同左］		
［略］					［同左］				

○文部科学省告示第百三十号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（令和五年文部科学省令第三十九号）附則第二条第四号、同令附則第五条第一項の規定により読み替えて適用する同令第三十八条第三号及び同令附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する同令第五十一条第四号並びに認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）附則第二条の規定により読み替えて適用する同令第五条第二項第三号及び同令附則第四条の規定に基づき、これらの規定に規定する文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関を次のように指定する。

令和七年十月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平

名称	位置	設置者
AOTS日本語教育センター	東京都	一般財団法人海外産業人材育成協会

○文部科学省告示第百三十一号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）第四十五条第一項に規定する登録実践研修機関として次に掲げる者を登録したので、同法第四十六条第六項の規定に基づき公示する。

令和七年十月三十一日

文部科学大臣　松本　洋平